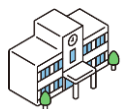


食物アレルギーや宗教上の理由等又は長期欠席により
給食の提供を受けていない児童の保護者の方へ



相模原市小学校等給食費相当給付金 支給事業のお知らせ

支給を受けるためには申請が必要です



令和8年度における小学校等給食の無償提供に併せて、食物アレルギーや宗教上の理由等又は長期欠席で学校給食を食べることができない児童の保護者の方に対して、給食費相当額を支給します。



以下①②のいずれかの要件を満たす児童の保護者

対象者

- ①食物アレルギーや宗教上の理由その他やむを得ない事由により学校給食を食べることができない日がある
- ②事前に学校長に学校給食を止める申請が済んでおり、連続して5日以上長期欠席（入院、不登校等やむを得ない場合に限る）で、学校給食を食べることができない日がある

対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

支給額

提供を受けていない給食費相当額

○「1食あたりの単価」×「提供を受けていない給食の回数」＝「支給額」

（1食あたりの単価）

- ・給食を食べない（牛乳を飲まない）場合・・・330円（上限額5,500円/月）
- ・給食を食べない（牛乳を飲む）場合・・・260円（上限額4,300円/月）
- ・給食を食べる（牛乳を飲まない）場合・・・70円（上限額1,200円/月）

○支給額は学校長に申し出ている給食の喫食状況により積算をします。
自己都合等の長期欠席、学級閉鎖等による給食の停止は対象外です。

申請方法

申請書を学校給食課に郵送で提出

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 学校給食課 宛



申請書は相模原市ホームページからダウンロードが可能です。

4月～7月分
の
提出期限

令和8年

9月30日

（水）

※申請は令和9年3月まで受け付けます。

相模原市HP
はこちら



支給時期 ・方法

4月～7月分：12月までに指定口座に振込予定

9月～12月分：3月までに指定口座に振込予定

1月～3月分：4月までに指定口座に振込予定

お問い合わせ：相模原市教育局教育環境部
学校給食課 042-707-7084

裏面 申請書記入例・よくある質問へ

記入例

①記入した日

②保護者について
記入してください

③対象児童について
記入してください

④希望する振込先に
☑を記入してください

⑤新たに口座を指定する場合は、口座を記入し、通帳またはキャッシュカードの写しを忘れずに同封してください。

様式第1号（第5条関係）

相模原市小学校等給食費相当給付金支給申請書兼請求書

相模原市長あて

記入日 令和 年 月 日

相模原市小学校等給食費相当給付金について、相模原市小学校等給食費相当給付金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者（保護者）

住所	〒▲▲▲-▲▲▲▲ 相模原市中央区中央▲-▲
フリガナ	サガミ タロウ
氏名	署名（又は記名押印） 相模 太郎
電話番号	携帯電話など平日、日中の連絡先 ▲▲▲ - ▲▲▲▲ - ▲▲▲▲

2 児童名

児童カナ氏名	サガミ ハナコ	保護者との続柄	子
児童氏名	相模 花子		
学校名	●●小学校	学年 学級	▲年▲組
給食の提供を受けていない理由 （複数回答可）	☒ 食物アレルギー ☐ 宗教 ☐ 入院・不登校等による長期欠席（給食停止の届出あり） ☐ その他（ ）		
給食の停止状況 （複数回答可）	☒ 給食を食べない、牛乳を飲まない日がある ☐ 給食を食べない、牛乳を飲む日がある ☐ 給食を食べる、牛乳を飲まない日がある		

3 振込口座

希望する振込先に☑をご記入ください。

☐	現在ご登録いただいている、次の口座への振り込みを希望します。			
	金融機関名	●●銀行	口座番号	***4567
	支店名	●●支店	口座名義人	サガミ タロウ
☑	次の口座への振り込みを希望します。			
	金融機関名	金融機関コード	支店コード	支店・支店コード
	種別	普通	口座番号	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
	口座名義人（カタカナ）	サガミ タロウ		

※通帳またはキャッシュカードの写し等口座番号がわかるものを添付してください。

よくある質問

Q 1. 対象の児童が2人いますが、申請書は1枚でよいですか？

A 1. 児童1人につき1枚申請書を記入してください。

Q 2. 献立表を受け取っていない月の喫食予定がわかりません。申請は必要ですか？

A 2. 食物アレルギーなどがあり給食を停止する可能性がある場合は、申請期限までに申請書を提出してください。

なお、支給額が0円となった場合は不支給決定通知書を送付します。

Q 3. 支給額の計算方法を教えてください。

A 3. 学校が管理する給食の喫食状況に基づき、食物アレルギーなどにより給食の停止が認められた日数に、給食費相当額を掛けて計算します。

（例）令和8年4月1日から令和8年4月30日の間に、お弁当を持参、牛乳を飲まない回数が20回の

場合

1食あたり330円×20回＝6,600円。上限額が5,500円のため、5,500円が4月分の支給額になります。



相模原市マスコットキャラクター
さがみん